加茂小学校ＰＴＡ規約　補足説明

	【現行】	【改訂後】	補足説明
第 6 章 第 7 条	◎総務役員 〇会長　　会を代表し、会務を司る。 〇副会長　会長を補佐する。 〇会計　　会の会計事務に当たる。 〇書記　　会の庶務、事務に当たる。 総務役員は各活動の計画を立案し、遂行する。	◎総務役員 〇会長 会を代表し、会務を司る。 〇会計 会の会計事務に当たる。 〇各担当 会長の補佐、会の庶務、事務に当たる。 各活動の計画を立案し、遂行する。	
第 6 章 第 10 条		第 10 条 総務役員が会長・会計の 2 名に満たない時は、PTA を休会とする。	総務役員及び委員の任務の規約を追加します。
第 11～16 条			第 10 条追加により第 11 条以下繰り下がり。
第 7 章 第 11 条	②非常事態等で会員が一同に参集できない場合は、書面議決とする。この場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる表決書により行う。表決書は反対のある会員だけ提出してもらい、賛成会員の提出は不要とする。	②書面議決の場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる表決書により行う。表決書は反対のある会員だけ提出してもらい、賛成会員の提出は不要とする。	非常事態等で会員が一同に参集できない場合は、【下線削除】 書面議決とする。この場合、【下線削除】
第 8 章 第 15 条	会計監査委員は、選挙管理委員会で推薦し、決定する。但し、総務役員及び委員を兼任しない。	会計監査委員は、一般会員から募集し、決定する。但し、総務役員及び委員を兼任しない。	
第 15 条		③再任、重任は妨げない。	会計の規約を追加します。

則

この規約は令和 4 年 5 月 12 日実施する。